

フェローノミネーション委員会規程

(平成 12 年 4 月 24 日 制定)

(平成 13 年 2 月 26 日 一部改正)

(平成 13 年 5 月 21 日 一部改正)

(平成 16 年 7 月 22 日 一部改正)

(平成 24 年 7 月 23 日 一部改正)

(平成 27 年 4 月 20 日 一部改正)

(平成 27 年 9 月 29 日 一部改正)

(平成 28 年 5 月 17 日 改正)

(目的)

第 1 条 本委員会は、ソサイエティからのフェロー候補者の推薦を受けて、フェローの最終審査、調整を行い、結果を理事会へ報告し、承認を得ることを目的とする。なお、本規程は、フェロー推薦規程第 8 条に定められる事項を取り扱うにあたり必要な処理要領を定める。

2. 本規程においてソサイエティに関する事項は、複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合には、当該共同運営に対して適用されるものとする。

(組織)

第 2 条 本委員会に、委員長 1 名、幹事 1 名を置く。

2. 委員長は、先任調査理事とする。また、幹事は、先任総務理事とする。

3. 委員は、次のもので構成する。

イ) ソサイエティ代表 各 1 名 : 計 4 名

ロ) 総務、編集、調査の各後任理事 : 計 3 名

ハ) 名誉員 4 名

ニ) フェロー 4 名

4. ソサイエティ代表は、各ソサイエティの選出による。

5. 名誉員、フェローは委員長指名による。

(任務)

第 3 条 委員長は、会務を統括する。

2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

(委嘱及び任期)

第 4 条 委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。

2. 任期は 1 期 1 年とし、当該年の選定が終了するまでとする。

(取扱う事項)

第5条 本委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。

- イ) 各ソサイエティから推薦された候補者（以下、フェロー候補者と称する）が有資格者であるかどうかの審査。
- ロ) フェロー候補者が、フェロー称号を受けるにふさわしい人物であるかどうかの審査。
- ハ) 各ソサイエティ間におけるフェロー候補者の重複の解消及び必要な調整。
- ニ) 審査結果の理事会への報告。

（審査手順）

第6条 本規程第5条で定めた業務を行うための手順は、つぎのとおりとする。

- イ) 各ソサイエティは、10月15日までに、フェロー候補者リスト（様式は別に定める）及び関係書類一式コピーを本委員会に送付する。
- ロ) 審査後の最終候補人数はフェロー推薦規程に従う。
- ハ) 審査結果は、12月に開催される理事会へ報告し承認を得る。

（経費）

第7条 本委員会の経費は、学会共通経費をもって支弁し、実施事業会計の選奨事業費とする。

（付 則）

本規程は、平成12年4月24日から施行する。

（付 則）

本規程の変更は、平成13年5月21日から適用する。

（付 則）

本規程の変更は、平成16年7月22日から適用する。

（付 則）

本規程の改正は、平成24年7月23日から適用する。

（付 則）（平成27年4月20日改正）

本改正は、平成27年4月20日から適用する。

（付 則）（平成27年9月29日改正）

本改正は、平成28年のフェロー候補者推薦から適用する。

（付 則）（平成28年5月17日改正）

本改正は、改正日から施行し、平成28年のフェロー候補者推薦から適用する。